注 |*本文書は の咨覆である。

- $\widehat{1}$ 厳察 の誤りか。 司 様の他の文書では 「厳禁」 なので、 あるいは 「厳禁」
- $\widehat{2}$ 柬 校訂本では 東 とあるが、 柬 0) 誤り か
- 3 覆幬 庇護
- $\overline{4}$ 淪肌浹髄 いこと。 淪浹肌 髄とも。 肌肉や骨髄にしみとおる。 感銘の深

2-111-04 国王尚灝の、 接貢のため存留通事梁光地等に付した執照

(嘉慶十六《一八一一》、八、 八

事 の為にす。 琉 球 国 中 Щ 王 一尚 (灝)、 勅書を恭迎し併びに使臣を接回 世んが

議大夫蔡肇業等を遣わし、 照得したるに、 本爵は業に嘉慶十五年の秋に耳 表章・方物を齎捧して天朝に入貢す。 目 官 向 国 柱 正

本爵、 経に福建等処承宣 布 政使司に移容し、 起送して京に赴き、

注

聖禧を叩 祝せしめて案に在り。

帯 此 書 領し、 及び欽賞の幣帛を恭迎し、 れが為に特に都通事蔡次九等を遣わし、 茲に還国の期に当たり、 海 船 隻に坐駕せしめ、 例として応に船を撥りて接回 併びに京回 前みて福建に至りて、 の使 梢役共に八 臣 向 玉 柱 + 皇上 九員 けべ 蔡肇業 一の勅 名を

> 照に至るべき者なり。 即便に放行し、 前去せしむ。 印勘合の執照一道を給発し、 て便ならざるを致すを恐る。 鄭克新と在閩の存留通事毛超叙等を接えて還国せしめんとす。 但だ差わす所の員役は、 凡そ所の関津及び沿海巡哨 留難して阻滞するを得る母 文憑無ければ、 此れが為に王府、 存留通事梁光地等に付 の官 以て各処官軍 からしめよ。 軍 礼字第二百号の半 0 験実に遇えば、 が阻 須らく執 収執して 留

在 在 船使者二員 船都通事 員 3 2 馬国 馬 馬 田 村 蔡次九 跟伴八 跟 伴四 名 名

存留通事 員 梁光地 楊^④ 徳 跟伴六 名

水梢共に六十五名

管船夥長

直

庫

二名

玉5

成器

嘉慶十六年 右 執照は存留通事梁光地等に付 (一八一一) 八月初八日 Ļ 此 れ を准けしむ

- 1 梁光地 貢の正 嘉慶十六年接貢の存留通事、 長史、道光二年(一八二二)、正議大夫、七年紫金大夫となる。 系(上江洲家)十三世。當間親雲上。 議大夫として中国に渡る。 乾隆三十三~道光十七年 二十三年朝京都通事、 同 (一七六八~一八三七)。 久米 八年、 嘉慶二十一年 (一八一六)、 兼城間切武富地 道光四年進
- $\widehat{\underline{2}}$ 向元瑚 平敷親雲上 (『家譜 (二)』 梁光地 0 譜 七 九 五. 頁)。

に任ぜられる(『家譜

[(;)

七九四頁)。

頭

『宝案』では嘉慶十六年の在船使者、道光十六年の結状に郷耆

老として記名がある (巻一六三)。

(4) 楊徳□ 嘉慶十六年の管船夥長。(3) 馬国柱 嘉慶十六年の在船使者。

(5) 玉成器

嘉慶十六年の管船直庫。